

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 週法定労働時間の特例と変形労働時間制 —

Q: 労働者が少ない事業は、業種によっては週法定労働時間が44時間になると聞きました。その場合、変形労働時間制を採用するときも週44時間をもとに設定できるのでしょうか？

A: 労働基準法では、休憩時間を除き1日の法定労働時間を8時間、週法定労働時間を40時間と定めていますが、常時使用する労働者数が10人未満の以下の事業については、**特例**として週法定労働時間が**44時間**とされています。

* 商業

* 映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）

* 保健衛生業（例：理容）

* 接客・娯楽業（例：飲食業）

変形労働時間制を採用する場合、労働時間についてそれぞれ次のような要件があります。

① 1箇月単位の変形労働時間制

…労使協定又は就業規則等により変形期間を平均して**週法定労働時間**を超えない定めをする

② 1年単位の変形労働時間制

…労使協定により対象期間を平均して**週40時間**を超えない定めをする

③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制

…労使協定により**1週40時間**の範囲内で1日10時間まで労働させることができる

④ フレックスタイム制

…就業規則と労使協定により清算期間を平均して**週法定労働時間**を超えない定めをする

①・④では**法定労働時間**なので**44時間**をもとに計算できますが、**40時間**とされている②・③では**40時間**で計算しなければなりません。

2024年
6月号



法改正ニュース

— 社会保険加入要件の一部変更 — (令和6年10月1日～)

◆短時間労働者の社会保険適用対象拡大

* 特定適用事業所の要件

被保険者総数（短時間労働者を除く）が

変更前：常時101人以上の事業所

→変更後：**常時51人以上の事業所**

【厚生年金保険の被保険者数が51人以上の事業所】

…1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる事業所（「特定適用事業所」）

（※）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数

* 短時間労働者の適用要件（変更なし）

- ・ 週所定労働時間が20時間以上
- ・ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ・ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ・ 学生ではない

最近のニュースから

高校生の扶養削除 縮小案

16～18歳の子どもがいる親に適用されている扶養控除について、政府が、2026年から、所得税の控除額を38万円から25万円に、住民税を33万円から12万円に縮小する案を検討していることがわかった。2024年12月から高校生にも児童手当が支給されることに伴うもので、どの所得層においても児童手当支給額負担増を上回るようにする。



～ 日本法令 社労士情報サイト より～